公益財団法人みやぎ林業活性化基金助成事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，公益財団法人みやぎ林業活性化基金（以下「財団」という。）　定款４条の(5)林業労働者の社会保障の充実を図るため、及び(8)の必要な事業としての労働災害防止の推進に関する助成について，必要な事項を定める。

（事業の種類・内容等）

第２条　事業の種類，助成の対象及び実施要件は，別表に掲げるとおりとする。

（助成金申請）

第３条　退職金共済掛金に対する助成金の申請を希望する事業実施主体は，当該事業年度における申請書を別紙様式１号により作成し，財団が別に定める日までに提出する。

（助成金交付）

第４条　財団は，前条の申請の内容を審査し，妥当と認めるときは予算の範囲内において助成金を交付する。

附則

この実施要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

この実施要綱は，令和４年４月１日から施行する。

この実施要綱は，令和５年４月１日から施行する。

この実施要綱は，令和６年１２月１日から施行する。

（実施要綱第２条の別表）

事業名	事業の目的	助成の対象	実施要件
就労条件改善対策事業	林業団体が負担する林業労働者の退職金制度への掛金に対して助成し，林業労働者の社会保険等への加入促進を図り，長期的かつ安定的な就労を推進することを目的とする	林業現場労働者（事務職員及び製材加工従事者を除く）が加入する退職金共済の掛金	林業退職金共済に加入している団体及びその他退職金共済に加入している次の団体であること ①認定事業主※1 ②森林経営管理法に基づく民間事業者※2 ③育成経営体※3
	林業の現場において安全な伐倒技術の向上を推進することを目的とする	宮城県森林組合連合会と財団が毎年度協定する作業班長クラスの協定単価に研修日数を乗じた額	公益財団法人みやぎ林業活性化基金伐倒練習機貸付規程第３条第３項に定める助成金に該当すること

※1　林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定事業主
※2　森林経営管理法第 36 条に基づく民間事業者
※3　宮城県育成経営体の選定及び公表事務取扱要領に基づく宮城県育成経営体